

## 東海第二原発再稼働をめぐる二つの運動

### 第5回 「原発と人権」全国研究・市民交流集会 in ふくしま オンライン プレ・シンポジウム

佐藤嘉幸（筑波大学人文社会系）

#### 東海第二原発差し止め訴訟

2020年7月2日に結審した。判決は2021年3月18日の予定。

\*最終準備書面：<http://www.t2hairo.net/genshomen/index.html>

主な論点：1) 原発は憲法違反である、2) 老朽化、難燃性ケーブルを用いていない危険、3) 日本原電の経理的基礎の欠如、4) 地震、津波、火山、シビアアクシデント対策の問題点、5) 人格権侵害：避難計画の不十分さ、東海再処理施設の危険性

#### いばらき原発県民投票運動

1) 草の根市民運動から出発した、東海第二原発の再稼働に関する住民自治＝直接民主主義を求める運動（再稼働について「自分たちで決めたい」という、住民の自己決定を求める運動）。

2) 「再稼働反対運動ではない」という自己規定によって、結果的に大きな運動の波を作り出すことができた（署名した人々の多くは再稼働に反対、あるいは疑問を持つ人たちだが、「今後再稼働について考えたい」、「再稼働に賛成」という層も一定数署名している）。こうした自己規定によって、これまで住民運動に参加したことがない市民層（3.11と福島原発事故によって原発問題に関心を持った幅広い市民層）に広くリーチすることができた。

3) 同時に、各地域で反対運動に関わってきた市民にも呼びかけ、従来型の運動とも連携することができた。

4) 全政党に幅広く支持を呼びかけ、その一部の協力を得ることができた（共産党、立憲民主党）。

5) 2-4のような幅広い「プラットフォーム」を作り出すことに成功した。

→法定署名数の約1.8倍に当たる8万6703筆に及ぶ茨城県民の署名を得て、2020年5月に県民投票条例案の直接請求を行った。しかし、自民・公明（政府＝自民党の代弁者）、国民民主（日本原電、日立の代弁者）多数の議会は、短時間の審議で直接請求を否決した。

\*議会での議論の詳細は以下を参照：「いばらき原発県民投票条例の県議会審議が露呈した代表制民主主義の諸問題 対談＝徳田太郎×佐藤嘉幸」<https://dokushojin.com/reading.html?id=7537>

\*県民投票運動によって何が得られたのか

・再稼働判断に対する「三条件」を確認（安全性の検証、実効性ある避難計画、県民への情報提供）。三条件がすべて揃うのは、原電の事故対策工事終了が予定される2022年12月以降（県民投票の否決理由の一つ）。周辺自治体（水戸市、東海村など5市1村）と茨城県の再稼働判断は恐らくそれ以降になる。

・「再稼働判断に際しては、住民の声を聞くべき」という住民意思を、県、議会側も痛切に認識したはず（県民投票に反対した議員でさえ、アンケート、パブコメなどの手段で住民意思を確認するという方向性を示していた）。その意味では、再稼働のハードルはこれまでより上がったのではないかと。